



NO. 18・2

2019年8月23日

TEL. FAX. 0940-35-1591

ayabe@mb8.seikyou.ne.jp

福岡教育大学教職員組合ニュース

## 学長はハラスメントをしても、いいの？

樟の葉 18・1 号でお知らせしたとおり、櫻井学長および寺尾前学長をハラスメントで訴えた組合員に対して、「人権教育推進委員会において、本件申立てについては、指針を適用することができないことが確認されました」との事務連絡が人事企画課からありました。訴えから 5か月の間放置し、突然の打ち切りです。すぐさま、指針を適用しない理由を求めて人権教育推進委員長宛に質問書が出されています。これに対する正式な回答はありませんが、人事企画課によると「指針においては学長・役員は対象となっていないため」とのことです。これを聞いて驚かない人がいるでしょうか。（大学 HP 掲載された「国立大学法人福岡教育大学ハラスメント防止・対応に関する指針」が検索・ダウンロード可能。）

団体交渉の場において法人は、「組織論上、学長がハラスメントをすることは想定されていない。」と言っています。どうやら、学長はハラスメント加害者にならないと考えているようです。しかし、世間でよく知られているように実際に学長がハラスメントをすることはよくあります。国立大学でも最近、北海道大学の学長がハラスメントをして、学長選考会議が文科大臣に学長の解任を申し出ことになりました。本学では学長はハラスメントをしてもハラスメント加害者にはならないということでしょうか。

本学のハラスメント指針は、その趣旨において、「すべての学生、生徒、児童、幼児及び教職員が個人として尊重され、快適な環境において就学、就労、教育及び研究する権利を保障する」ことを目的としています。指針が目的とする権利保障の「対象者」は、「本学の構成員である、教育職員・事務職員、学生、生徒、児童、及び幼児のすべて」となるわけです。したがって、正しくは、「組織論上、学長がハラスメントの被害者となり、またハラスメント行為を受けたとして相談及び申立て等を起こし、被害救済や権利保障の対象となることは、想定されていない」と理解すべきでしょう。高度の管理・監督的地位にある者については、まさに「組織論上」の力関係において、ハラスメントの被害者となることが考えられないからです。

百歩譲って、指針において「学長がハラスメントをすることは想定されていない」、つまり学長に制裁を加えるための「法」が学内に存在しないからといって、ハラスメントという、民法上の不法行為に関して、被害救済の手続を閉ざしてしまうことは、まともな組織としてありえないことです。ガバナンスが崩壊しています。コンプライアンスというのは法令のみならず社会的規範を守り社会的責任を果たすことにはかなりません。

学長を訴えても法人が何もしないということは、「学長を訴えても無駄だ。おまえらが救われることはない！学長はハラスメントでもなんでもできるんだぞ！」という恐怖のメッセージを発することです。こんな人権が蹂躪される組織には不幸と憎しみしか生まれません。

福教大はこんな大学だったでしょうか？わたしたちは、こんな大学で働いているのでしょうか？こんな大学で学生を育てているのでしょうか？

**わたしたちの大学に人権を取り戻しましょう！**